

スタート部門

補助率 $\frac{10}{10}$
上限 **15** 万円

設立したばかりの団体様へ！

✓ 活動の幅を広げたい

✓ やってみたい事業がある

✓ 自分たちの活動を知ってほしい



活性化部門

補助率 $\frac{2}{3}$
上限 **30** 万円

キャリアを積んだ団体様へ！

複数団体で取り組む連携コースも！

令和6年度 補助金

市民活動活性化支援事業

募集期間

令和6年4月1日(月)
～5月31日(金)

福島市では、自主的、自発的に社会貢献活動をおこなう市民活動団体に対し、補助金を交付する市民活動活性化支援事業を実施しております。

設立間もない団体の組織基盤強化のための活動支援から、団体の目的を達成するための活動支援、団体同士での連携事業に対する支援まで段階ごとの支援を行うことで、本市における市民活動の更なる活性化を図るとともに、共創のまちづくりを推進します。

令和5年度の採択団体や補助金の詳細については、ホームページもチェック！

福島市 補助金 市民活動



ホームページ



事前相談

企画内容等について事前相談をお願いします。電話又はメール連絡のうえお越してください。



【相談場所・電話番号】

市役所地域共創課 525-3731 休土日祝日
市民活動サポートセンター 526-4533 休火曜

※夜間相談（予約制）も受け付けております。
ご希望の方は必ず前日までに電話、メール等でご連絡ください。

***** 問い合わせ *****

福島市政策調整部地域共創課市民共創係

☎ 024-525-3731 (直通) FAX 024-536-9828

✉ katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

1 補助の対象団体

- 活動主体が市内にあること
 - NPO、市民活動団体、ボランティアなど市民公益活動をおこなう団体であること
 - 構成員が5名以上であること
 - 政治、宗教または営利を目的としていないこと
 - 文書化された定款、規約、会則等を有すること
 - 暴力団員等または暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと
 - 本補助金のうち、過去に同じ部門の補助金を受けたことがないこと
- ※その他部門ごとに要件あり

2 補助の対象となる経費

活動の実施に要する経費

<補助対象外経費>

- ・団体の構成員による会合の飲食費、交通費
- ・団体の構成員に対する人件費や交通費、謝礼 等

3 補助制度の内容

内容	市民活動スタート部門	市民活動活性化部門	
		事業発展コース	事業連携コース
対象事業	団体の組織基盤強化に関する活動及び事業など	団体の目的達成のために新たに行う、又は既存事業を拡大・発展させる事業など	複数団体に連携して取り組む必要があり、社会や地域の課題改善、解決につながる事業
対象団体	補助の対象団体であり、かつ令和4年4月1日以降設立の団体	補助の対象団体であること	補助の対象団体であり、かつ ・複数団体が連携した主体 ・代表団体及び連携団体に構成された主体
補助率	補助対象経費の10/10以内 (上限 15万円)	補助対象経費に対して2/3以内 (上限 30万円)	

4 審査の流れ

応募いただいた申請書類及び申請内容の審査を行い、補助金の交付対象事業を決定します。

～5月31日 申請書受理

6月中旬 審査会（書類審査・審査委員とのヒアリング）

6月下旬 結果通知

5 募集要項・申込書の配布場所

地域共創課及び各支所・学習センター、市民活動サポートセンターなどの窓口でお配りします。
市ホームページからのダウンロードもできます。